

国際会計基準審議会御中

2006年10月23日

**IAS 第32号及びIAS 第1号修正案：**

**「公正価値でプットできる金融商品及び清算時に生じる債務」の公開草案に対するコメント**

我々は、IAS 第32号「金融商品：表示」及びIAS 第1号「財務諸表の表示」修正案である、「公正価値でプットできる金融商品及び清算時に生じる債務」の公開草案に対してコメントする。ここに記載されている見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会によるものである。

我々は、本来、金融負債の定義は、IAS32号に例外規定を設ける形で修正すべきではなく、公開草案で定義された特定の金融商品を含めた金融商品全般の表示区分は、負債と資本の長期プロジェクトの中で検討していくべきであると考え。しかし、本公開草案は、普通株式と類似の特徴を有する金融商品が金融負債に区分されるという、IAS32号を適用する結果についての懸念に対応するために、これらの金融商品を資本に区分すべきとして短期間に開発されたものであり、本公開草案の内容には、質問3に係る開示を除き基本的に賛成する。

**質問1 - 公正価値でプットできる金融商品**

**質問2 - 清算時に企業の純資産の比例的持分をその他の企業に引き渡す債務**

双方の金融商品を資本として区分することには同意する。しかし、その前提となる資本区分のための特定の規準は不明確であるため、本公開草案の目的どおりに普通株式と類似の特徴を有する金融商品が資本に区分されるかどうかは必ずしも明確でないように思われる。

**質問3 - 開示(a)**

資本として区分される、公正価値でプットできる金融商品に関する追加情報として、当該金融商品の公正価値を開示することには同意しない。現行基準では、持分金融商品について公正価値の開示が求められていないからである。

我々のコメントがIASBの最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長